

第3回尼崎市都市計画審議会

事前説明

令和4年8月26日

尼崎市都市計画審議会

第3回尼崎市都市計画審議会事前説明目録

番号	区分	件名	備考	ページ
1	事前説明 第1号	生産緑地地区の追加指定について		1-1
2	事前説明 第2号	阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（尼崎市決定）について		2-1
3	事前説明 第3号	阪神間都市計画汚物処理場の変更（尼崎市決定）について		3-1
4	事前説明 第4号	阪神間都市計画ごみ処理場の変更（尼崎市決定）について		4-1

尼都計第 289 号
令和 4 年 8 月 26 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市事前説明第 1 号
生産緑地地区の追加指定について

みだしのことについて、次のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

令和4年度阪神間都市計画生産緑地地区の追加指定について

1 目的

尼崎市では、平成4年に、合計面積約84.2haの農地について、都市計画決定により生産緑地地区の指定を行い、平成7年には阪神・淡路大震災をきっかけに防災の観点から、平成17年には農業団体の要望を受け、農作物の地産地消といった農業振興の観点から、追加指定を行ってきました。

しかし、農業従事者の高齢化による死亡、故障、後継者不足等により、農地の減少が続いており、特に宅地化農地は大幅に減少しています。

こうした状況を踏まえ、都市環境の保全及び防災のための緑地の確保等といった都市計画的観点から、残された宅地化農地の計画的な保全を図るため、平成24年度から例年の生産緑地地区の変更手続に併せて、追加指定の申出を随時募集し、生産緑地地区の指定基準を満たすものについて追加指定を行っています。

令和3年度末時点における生産緑地地区の合計面積は約71haであり、平成4年(当初指定時)の約84haから約15%減少しており、令和3年度末時点における宅地化農地の合計面積は約9haであり、平成4年の約108haから約92%減少しています。

2 生産緑地地区の指定基準

- (1) 現に農業の用に供されていること。
- (2) 良好な生活環境に相当の効用があること。
- (3) 公共施設等の敷地に供する土地として適していること。
- (4) 300㎡以上の一団の区域であること。
- (5) 農林漁業の継続が可能な条件を満たしていること。
- (6) 主要な都市施設の整備に支障がないこと。
- (7) 合理的な土地利用に支障がないこと。

3 生産緑地地区の追加指定の内容

計3地区、面積約0.08ha(別添の生産緑地地区追加指定位置図のとおり)

4 尼崎市都市計画決定手続に関する要綱に基づく素案の公表

- (1) 公表期間 令和4年7月19日(火)～8月9日(火)
- (2) 閲覧者 0人
- (3) 意見書の提出件数 0件

5 スケジュール

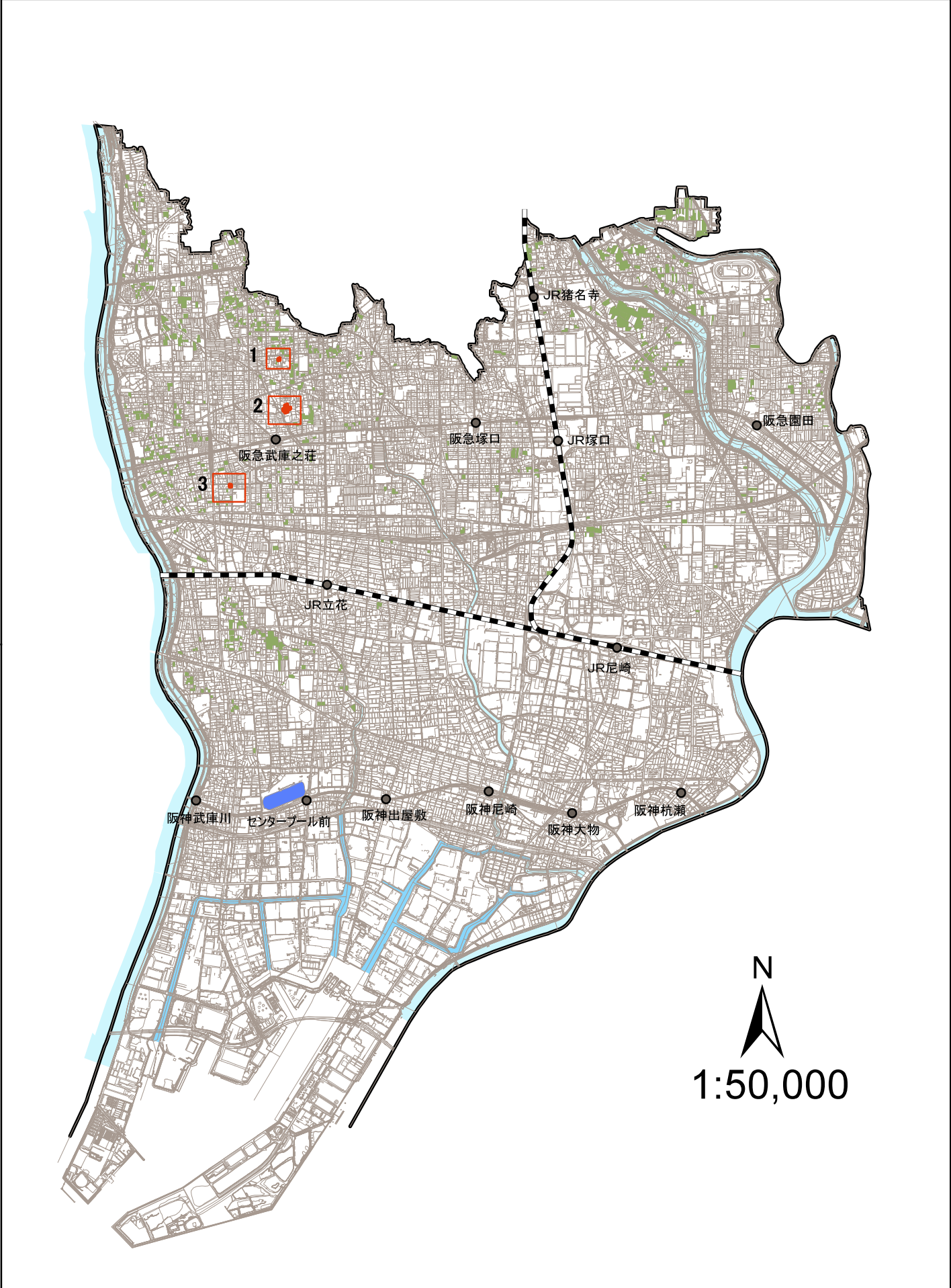
令和4年10月 都市計画法に基づく案の縦覧(2週間)
11月 尼崎市都市計画審議会(付議)
12月 都市計画決定及びその告示

以上

令和4年度 生産緑地地区の追加指定一覧表

計画図No	生産緑地地区の名称	現在面積	増減	変更後面積
		〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕
1	武庫之荘本町1丁目5	0 (0)	約0.03 (308)	約0.03 (308)
2	武庫之荘東1丁目4	約0.24 (2,427)	約0.01 (122)	約0.25 (2,549)
3	南武庫之荘4丁目7	0 (0)	約0.03 (325)	約0.03 (325)
		約0.24 (2,427)	約0.08 (約755)	約0.32 (3,182)

生産緑地地区追加指定位置図（令和4年度）



計画図1

凡例

- 追加後の地区区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N



1:2,500



計画図2

凡例

- 追加後の地区区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地地区
- 一団の区域

N







1:2,500



計画図3

凡例

-  追加後の地区区域
-  追加区域
-  既指定の生産緑地地区
-  一団の区域

N



1:2,500



阪神間都市計画ごみ焼却場・汚物処理場・ごみ処理場の変更について

1 背景

本市が所有しているごみ焼却施設であるクリーンセンター第1工場は令和7年度に稼働後25年の耐用年数を迎え、クリーンセンター第2工場は延命化に取り組んでいるものの令和12年度に稼働後25年の耐用年数を迎える。加えて、資源リサイクルセンター、し尿処理施設及び大高洲庁舎等についても老朽化が進んでおり、建替えが必要となっている。

このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

2 新ごみ処理施設整備計画(別紙参照)

(1) 第3工場跡地:大高洲町2番地

現在停炉している第3工場を解体・除却後、大高洲庁舎及び収集車車庫を新築・移転し、合わせて受入れヤードを整備する。

(2) 第1工場跡地:大高洲町8番地

大高洲庁舎及び収集車車庫の移転後、既存建物・設備を解体・除却後、焼却施設・リサイクル施設・し尿処理施設を新築・集約する。

新ごみ処理施設の供用開始後、第2工場及び資源リサイクルセンター、現し尿処理施設の供用を終了する。

【新ごみ処理施設(令和13年供用開始予定)処理能力】

焼却施設 447t/日、リサイクル施設 55t/日(破碎:29t/5h、選別:26t/5h)

し尿処理施設 19kL/日

3 都市計画変更内容

(1) ごみ焼却場

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町8番地	約2.3ha	ごみ720t/日
	2	尼崎市立クリーンセンター第2工場	東海岸町16番地の1	約3.4ha	ごみ480t/日
	3	尼崎市立環境処理センターごみ焼却場(第3工場)	大高洲町2番地	約1.0ha	ごみ300t/日
変更後	1	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ447t/日
	2	尼崎市立クリーンセンター第2工場	東海岸町16番地の1	約3.4ha	ごみ480t/日
	3	削除			

(2) 汚物処理場

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町 8 番地	約 2.3ha	し尿 200kL/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーン センター第1工場</u>	大高洲町 8 番地	<u>約</u> <u>2.5ha</u>	<u>し尿 19kL/日</u>

(3) ごみ処理場

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番 地の1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
変更後	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番 地の1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
	<u>2</u>	<u>尼崎市立クリーン センター第1工場</u>	<u>大高洲町 8 番地</u>	<u>約</u> <u>2.5ha</u>	<u>ごみ</u> <u>破碎 29t/5h</u> <u>選別 26t/5h</u>

4 計画書等一式(案)

事前説明第2・3・4号のとおり

5 都市計画変更に係る手続き等

ごみ処理施設等の集約及び更新にあたり、第1工場跡地(大高洲8番地)におけるごみ焼却場及び汚物処理場(し尿処理)の能力変更並びにごみ処理場の追加について、令和2年8月の尼崎市都市計画審議会にて報告済みです。また、次のとおり市民等意見募集を行うとともに、同内容の説明会を実施しました。

(1) 市民等意見募集

素案公表・市民等意見募集期間:令和4年7月4日から同年8月3日まで

市民等意見募集状況:提出された意見 0 件

(2) 説明会

日 時:令和4年7月 29 日、30 日 両日とも 19 時から 20 時まで

会 場:中央南生涯学習プラザ 3 階大会議室

参加者:両日とも 0人

(3) 今後の予定

令和4年9月 知事協議

令和4年10月 案の縦覧

令和4年11月 尼崎市都市計画審議会(付議)

都市計画決定告示

以上

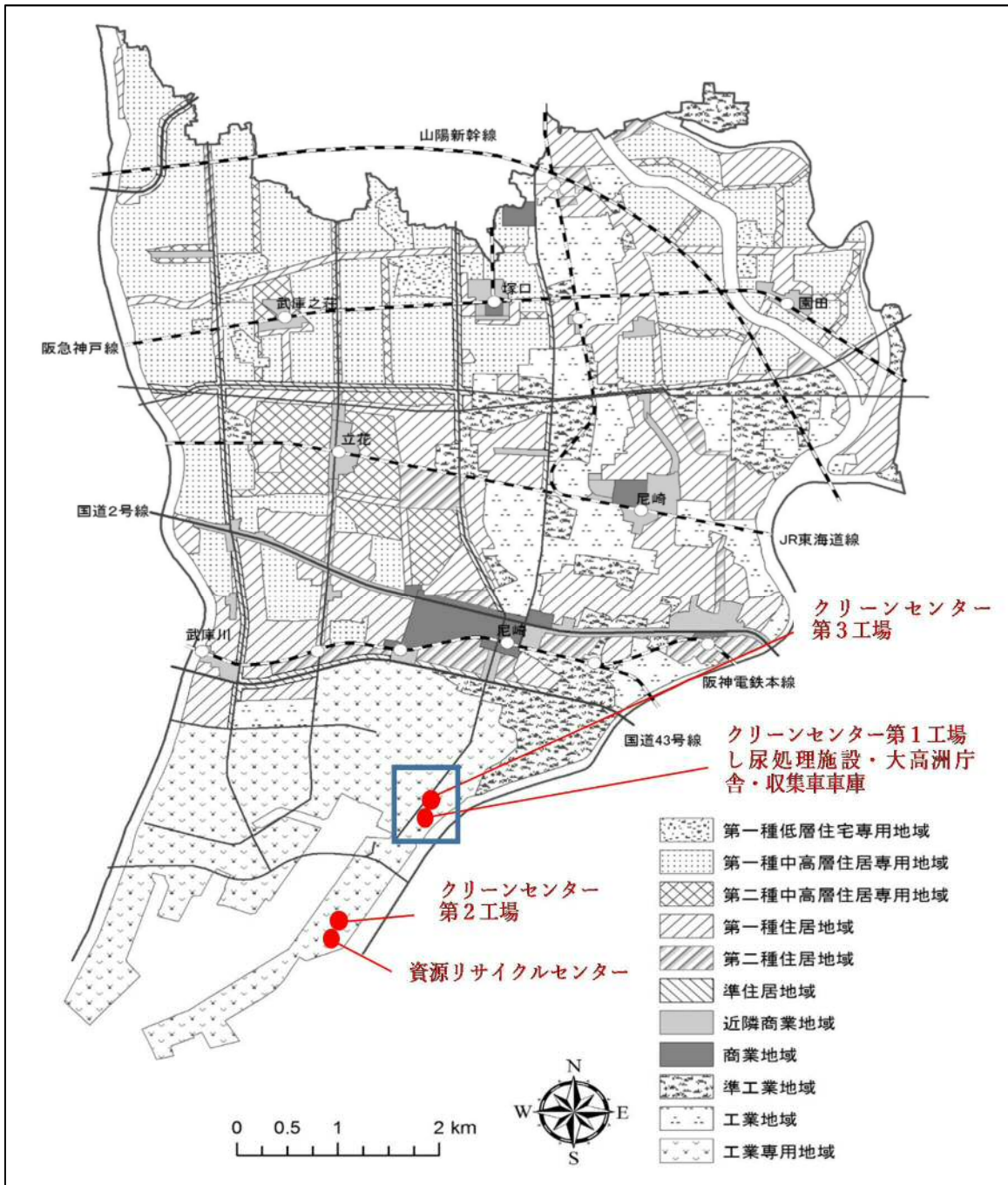


図1. 現有施設の位置

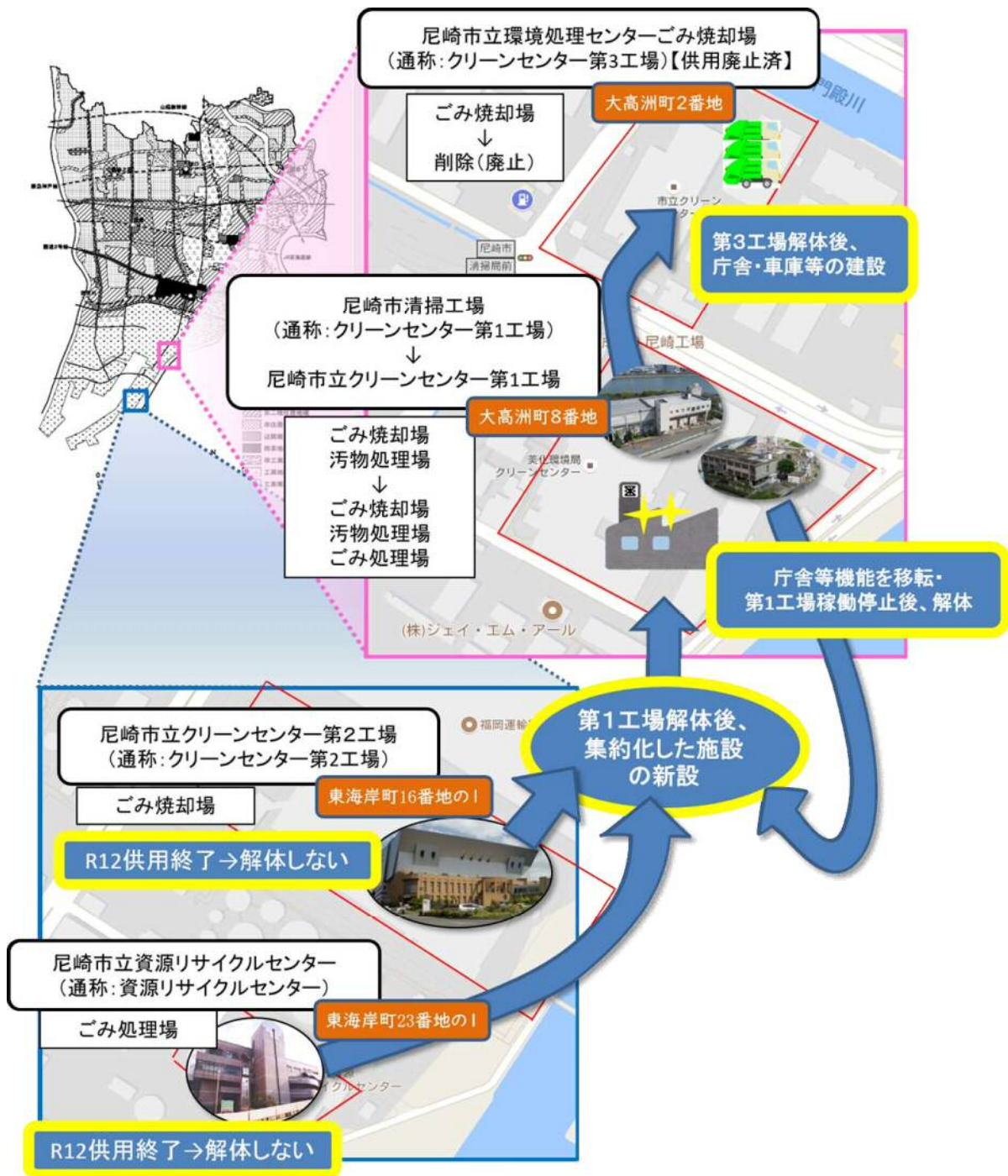


図2. 集約・再配置イメージ

尼都計第 290 号
令和 4 年 8 月 26 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市事前説明第 2 号
阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、次のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

(案)

計 画 書

阪神間都市計画ごみ焼却場の変更（尼崎市決定）

都市計画ごみ焼却場中、第1号尼崎市清掃工場を次のように変更し、第3号尼崎市立環境処理センターごみ焼却場を廃止する。

番号	名称	位置	面積	備 考
1	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ 447t/日

*汚物処理場及びごみ処理場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

(案)

理 由

尼崎市が所有するごみ処理施設(ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場)は、令和 12 年度までに稼働後 25 年の耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

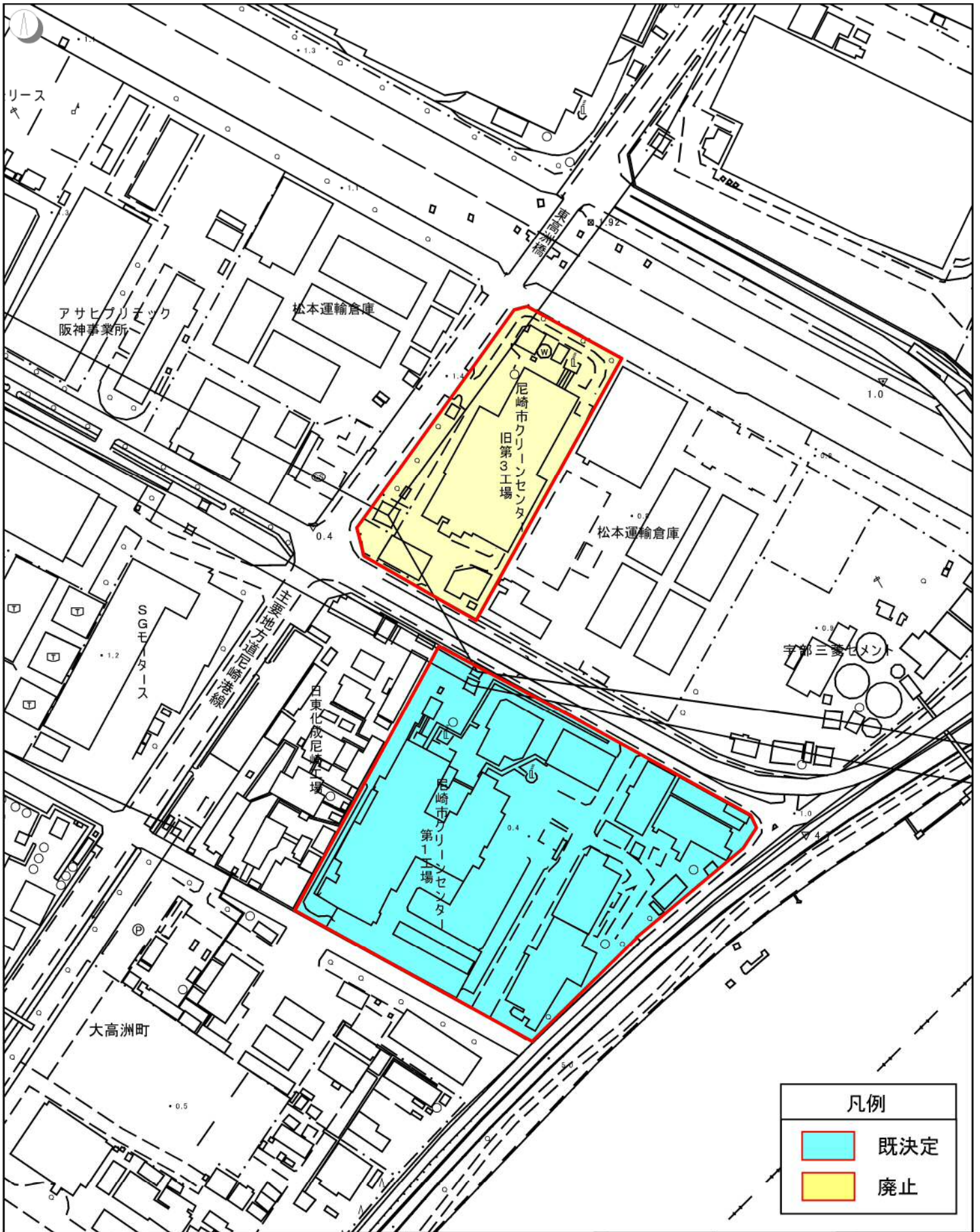
このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変 更 前 後 対 照 表

【ごみ焼却場】

	番号	名称	位置	面積	備 考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町 8 番地	約 2.3ha	ごみ 720t/日
	2	尼崎市立クリーンセンター第 2 工場	東海岸町 16 番地の 1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	尼崎市立環境処理センターごみ焼却場	大高洲町 2 番地	約 1.0ha	ごみ 300t/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーンセンター第 1 工場</u>	大高洲町 8 番地	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ 447t/日</u>
	2	尼崎市立クリーンセンター第 2 工場	東海岸町 16 番地の 1	約 3.4ha	ごみ 480t/日
	3	<u>削除</u>			

計画図 (案)



1/2500

尼都計第 291 号
令和 4 年 8 月 26 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市事前説明第 3 号
阪神間都市計画汚物処理場の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、次のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

(案)
計 画 書

阪神間都市計画汚物処理場の変更（尼崎市決定）

都市計画汚物処理場中、第1号尼崎市清掃工場を次のように変更する。

番号	名称	位置	面積	備考
1	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	し尿19kL/日

*ごみ焼却場及びごみ処理場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

(案)

理 由

尼崎市が所有するごみ処理施設(ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場)は、令和 12 年度までに稼働後 25 年の耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

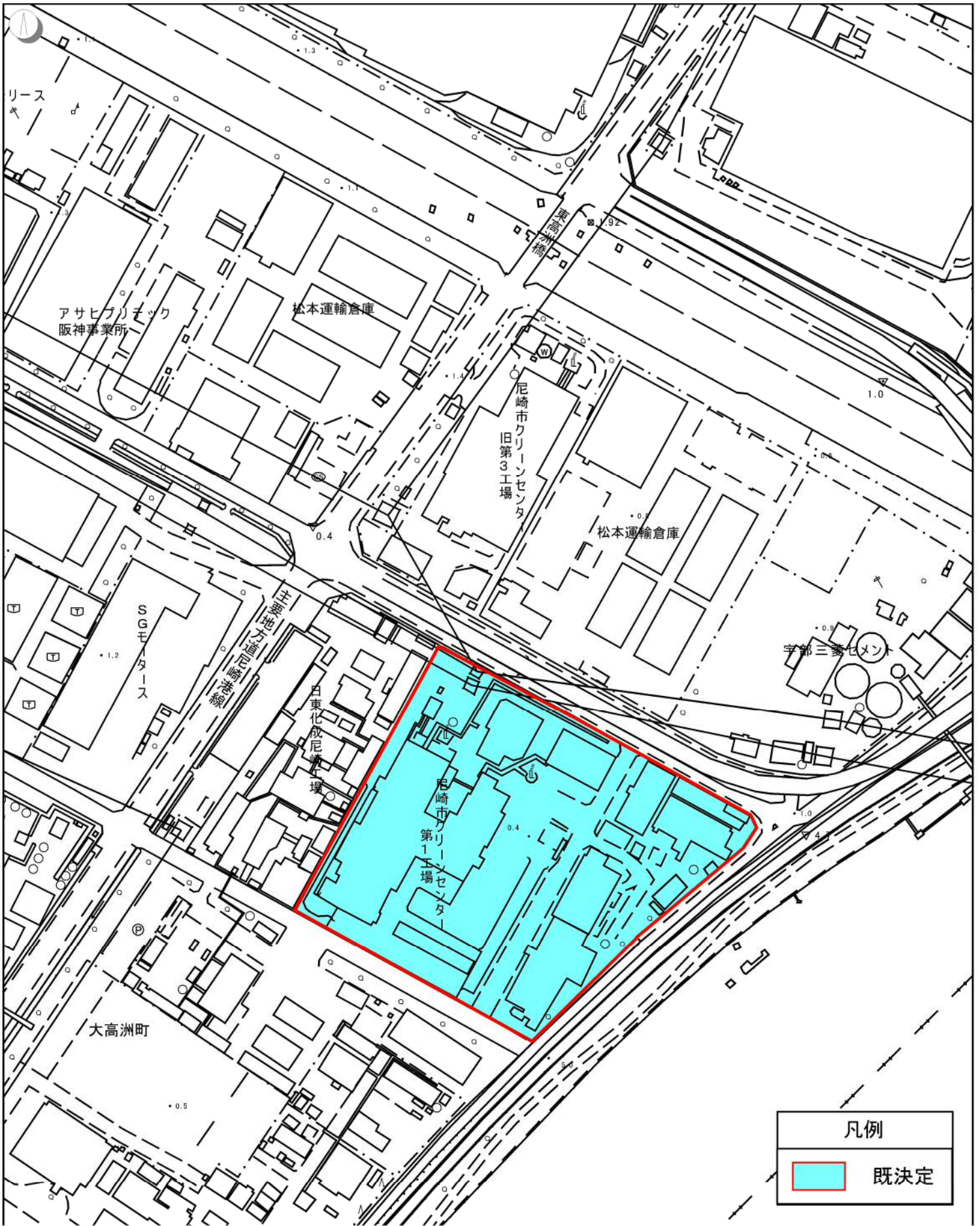
このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変更前後対照表

【汚物処理場】

	番号	名称	位置	面積	備考
変更前	1	尼崎市清掃工場	大高洲町8番地	約2.3ha	し尿200kL/日
変更後	1	<u>尼崎市立クリーンセンター第1工場</u>	大高洲町8番地	<u>約2.5ha</u>	<u>し尿19kL/日</u>

計画図 (案)



1/2500

尼都計第 292 号
令和 4 年 8 月 26 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市事前説明第 4 号
阪神間都市計画ごみ処理場の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、次のとおり事前説明を行います。

以 上
(都市計画課)

(案)
計 画 書

阪神間都市計画ごみ処理場の変更（尼崎市決定）

都市計画ごみ処理場中、第2号尼崎市立クリーンセンター第1工場を次のように追加する。

番号	名称	位置	面積	備考
2	尼崎市立クリーンセンター第1工場	大高洲町8番地	約2.5ha	ごみ 破碎 29t/5h 選別 26t/5h

*汚物処理場及びごみ焼却場併設

「区域は計画図表示のとおり」

理由は別紙のとおり

(案)

理 由

尼崎市が所有するごみ処理施設(ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場)は、令和 12 年度までに稼働後 25 年の耐用年数を迎え老朽化が進んでいることから、施設の更新が必要となっている。

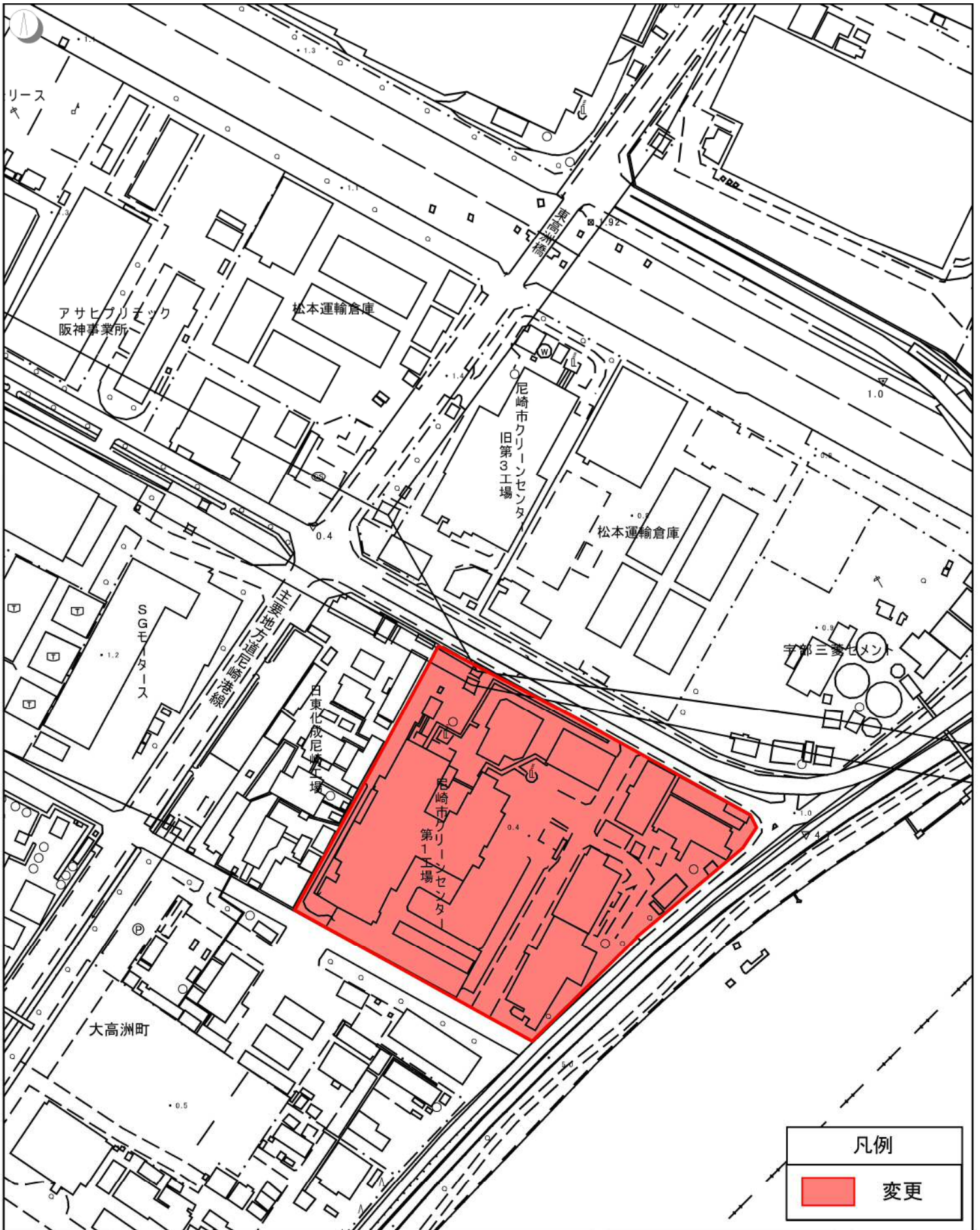
このことから、一般廃棄物の適正処理による循環型社会の推進を目的として、ごみ焼却場・ごみ処理場・汚物処理場を集約する都市計画に変更する。

変 更 前 後 対 照 表

【ごみ処理場】

	番号	名称	位置	面積	備 考
変更前	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番地 の 1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
変更後	1	尼崎市立資源 リサイクルセンター	東海岸町 23 番地 の 1	約 0.8ha	粗大ごみ 70t/5h 分別ごみ 70t/5h
	2	<u>尼崎市立クリーン センター第 1 工場</u>	<u>太高洲町 8 番地</u>	<u>約 2.5ha</u>	<u>ごみ</u> <u>破碎 29t/5h</u> <u>選別 26t/5h</u>

計画図 (案)



1/2500